

いすみ市 移住支援事業補助金（移住支援金）対象者チェックリスト

下記「要件1～5」の全てに該当された方が、移住支援金の対象となります。

■ 要件1【移住元に関する要件】

下記（1）（2）いずれにも該当すること

(1) 住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する。		はい・いいえ
☐	①「東京23区に在住していた期間」が通算5年以上である。	
☐	②「埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算5年以上である。 なお、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学していた者で、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が通算5年以上である。	
(2) 住民票を移す直前について、下記①～③のいずれかに該当する。 (住民票を移す3か月前までを当該1年の起算日とすることができる。)		はい・いいえ
☐	①「東京23区に在住していた期間」が連続して1年以上である、	
☐	②「埼玉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が移住する直前に連続して1年以上である。 なお、埼玉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学していた者で、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

※条件不利地域

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村
- ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

■ 要件2【移住先（いすみ市）に関する要件】

・転入日は令和7年(2025年)4月1日以降である。[転入日： 年 月 日]	はい・いいえ
・転入してから1年以内である。 ※申請時点	はい・いいえ
・申請した日から5年以上継続していすみ市に居住する意思がある。	はい・いいえ

■ 要件3【世帯に関する要件（世帯員が2人以上の方の場合）】

・世帯員全員、移住元において申請者と同一世帯に属していた。	はい・いいえ
・世帯員全員、申請者と同一世帯に属している。 ※申請時点	はい・いいえ
・世帯員全員、令和7年（2025年）4月1日以降に転入した。	はい・いいえ
・世帯員全員、転入後1年以内である。 ※申請時点	はい・いいえ
・世帯員全員、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない	はい・いいえ

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合

・申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である。	はい・いいえ
・18歳未満の世帯員は、申請者ではない。	はい・いいえ
・18歳未満の世帯員は、申請者の配偶者ではない。	はい・いいえ

■ 要件4【その他の要件】

・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。	はい・いいえ
-----------------------------------	--------

・（外国人の方の場合）永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。	はい・いいえ
---	--------

⇒ウラ面あり

■ 要件5【就職に関する要件】

・勤務地が千葉県内の条件不利地域（銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町）に所在する。⇒ [就職先：]	はい・いいえ
・週20時間以上の無期雇用契約に基づいての就業である。	はい・いいえ
・申請時において在職している。[就職日： 年 月 日]	はい・いいえ
・申請をした日から5年以上継続して当該就業先に勤務する意思がある。	はい・いいえ
・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。	はい・いいえ

い ず れ か	（１）一般の場合	
	・就業先の求人は、移住支援金の対象として千葉県のマッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載されている。	はい・いいえ
	・就業先は、自身にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等ではない。	はい・いいえ
	・就業先への応募日は、マッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に移住支援金対象として当該求人が掲載された日以降である。[応募日： 年 月 日]	はい・いいえ
	（２）専門人材の場合	
	・内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者である。	はい・いいえ
	・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではない。	はい・いいえ

■ 申請に必要な書類

全 員	☐	いすみ市移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
	☐	世帯員全員の住民票の写し
	☐	移住元の住民票の除票の写し
	☐	納税証明書（非課税世帯であった場合には非課税証明書）※世帯で申請の場合は世帯全員分
	☐	写真付き身分証明書等（本人確認ができるもの）
	☐	振込先口座のわかる書類等の写し（預金通帳又はキャッシュカード等）
	☐	誓約書兼同意書（様式第1号の2）
	☐	就業証明書（様式第2号）※会社の代表者印が必要
必 要 な 方 の み	☐	[移住元の要件が通勤の方の場合] 東京23区内で通勤していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
	☐	[大学等への通学期間を移住元の居住等の対象期間とする場合] 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できるもの）
	☐	[移住元の要件が通勤の方で法人の経営者の場合] 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は法人設立・設置届出書
	☐	[移住元の要件が通勤の方で個人事業主の場合] 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
	☐	その他市長が必要と認める書類（ ）

■ 東京23区への在勤履歴 ※移住元の要件が通勤の方の場合

就業期間	就業先名称	就業地
～		東京都 区
～		東京都 区
～		東京都 区

令和 年 月 日 記載した内容に間違いありません。 氏名： _____